

茨城県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定める規則

平成 19 年 3 月 30 日

規則第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 152 条の規定に基づ
く茨城県後期高齢者医療広域連合長の職務を代理する者及びその順序は、次のとおりとする。

第 1 順位 副広域連合長

第 2 順位 事務局長

第 3 順位 事務局次長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。